

「長崎県教育委員会退職者の再就職に関する取扱要綱」等の制定について

長崎県教育委員会を退職した職員が、営利企業等に再就職する場合において、退職管理の適正を確保するために必要な取扱いについて定めることにより、県退職者の再就職の透明性及び公平性の確保を図る。

(1) 再就職者の支援(要綱第2条)

・ 県教育委員会は、県退職者の雇用を希望する営利企業等に職員が再就職する場合、別に定める長崎県教育委員会退職者再就職支援の手続により行うこととする。

(2) 他の職員についての依頼等の規制(要綱第3条)

・ 職員が営利企業等に対して、他の職員や県退職者を当該営利企業等の地位に就かせることを目的として、他の職員等に関する情報を提供し、若しくは、再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼することを禁止する。また、他の職員等を当該営利企業等に再就職させるよう要求又は依頼することも禁止する。

(3) 在職中の求職の規制(要綱第4条)

・ 職員が、利害関係企業等に対して、当該利害関係企業等に再就職することを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは再就職する地位に関する情報の提供を依頼し、又は、当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することを禁止する。

(4) 公表(要綱第5条)

・ 県教育委員会は、毎年度、条例第3条の規定による届出を取りまとめ、公表できるものとする。

施行期日

平成28年4月1日